

*** 子育て応援金 ***



給付額	生まれたこども一人あたり 5万円 ※多胎出産の場合は、5万円×生まれたこどもの人数の給付となります。	
対象者	申請日時時点で辰野町に住民登録がある方で、以下①または②に該当する方が対象となります。 ① 令和7年4月1日以降に出産をした方で、令和6年度以前の旧制度（出産・子育て応援交付金事業）の給付を受けていない方。 ② 令和7年4月1日以降に辰野町に転入された方で、転入前に他の市区町村で同様の給付（現金（電子マネーを含む）、クーポン、ギフトカード、カタログギフト等）を受けていない方。 ※出産予定日の8週間前（妊娠32週）以降の妊婦（妊娠届出後に、流産、死産等で妊娠を継続していない方を含む）も対象になります。	
給付までの流れ	① 辰野町で出生届を提出し、赤ちゃん訪問時に申請のご案内をします。 ② 子育て応援金の申請（電子申請）をします。 ③ ご指定の口座に子育て応援金を振り込みます。	
申請方法	- 申請は電子申請（オンライン申請）のみです。 - 振込口座には、申請者と同一名義の口座情報を入力してください。 - 申請は下記のアドレスまたは二次元コードからアクセスしてください。 https://logoform.jp/form/dZWq/970442 	
その他	妊娠届出前であっても、令和7年4月1日以降に妊娠の継続をしていないことが分かった場合（流産・死産等）は、医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児数を証明する診断書等の提示（診断書料は妊婦本人負担となります。）により、給付対象となる可能性があるため、お問合せください。	
Q & A	Q	辰野町で妊娠届出をして、マタニティ応援金を受給した後に、他市区町村に転出しました。子育て応援金はもらえますか？
	A	転出先の市区町村で給付対象となります。申請方法は転出先の市区町村にお問合せください。
	Q	双子を出産しました。子育て応援金として10万円を受け取ることができますか。
	A	双子の場合は、5万円×2人分＝10万円の給付になります。
問合せ先	辰野町役場 子育て応援課 子ども家庭センター 電話：0266-41-1111（代表）	